

厚生科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

保育所における保健・衛生面の対応に関する

調査研究

平成13年度研究報告書

平成14年3月

主任研究者 高野陽

高野陽

別添3

目 次

I. 総括研究報告書	保育所における保健・衛生面の対応に関する調査研究	主任研究者	高野 陽	369
II. 分担研究報告書				
1. 保健学的研究		分担研究者	高野 陽	374
(1) 保育所の保健活動の分析調査				
(2) 保育所の保健活動についての保護者の意識調査				
	資料1.「子どもの健康に関するアンケート調査」公・私立別集計表			
	資料2.「子どもの健康に関するアンケート調査」看護職在・不在別集計表			
(3) 保育所と地域保健との連携に関する研究				
(4) 保育所の保健活動についての保護者の意識に関する調査—沖縄県における聞き取り調査—				
2. 保育所の虐待に対する認識と対応・連携に関する研究		分担研究者	小山 修	430
(1) 保育所の虐待に対する認識と対応・連携に関する研究				
(2) 極低体重出生児の保育所生活に関する調査研究				
3. かかりつけ医・嘱託医と保育所の連携に関する研究		分担研究者	千葉 良	447
4. 保育所保健の実践的研究		分担研究者	遠藤幸子	464
5. 保健所の相談事業に関する保健学的研究		分担研究者	西村重稀	468
6. 保育所の環境保健学的研究		分担研究者	春日文子	486

平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

総括研究報告書

保育所における保健・衛生面の対応に関する調査研究

主任研究者 高野 陽 日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部長

研究要旨

子育て支援の観点から今日の保育サービスを向上させるためには、保育所における保健活動は重要な位置付けにあり、保育所で行われて保健活動の実態について、(1)地域保健との連携、(2)嘱託医・かかりつけ医の活動、(3)看護職の活動、(4)環境保健・感染予防、(5)相談事業、(6)虐待児への対応、等の分野において検討した。今年度は、(1)昨年度に実施した全国規模の実態調査について多角的にクロス集計、(2)保育所入所児童の保護者約2500名に対する意識調査、(3)上記の分野における分担研究、を実施し、今後の保育所保健活動の方向性を示唆する結果を得た。特に、保護者対象の調査からは、私立園の保護者の方が公立園に比して高い評価を示し、看護職の配置は、多くの点で保育所保健に貢献しており、保護者も看護職の配置園では、その保健活動に不安を感じていないなどの結果が認められた。

分担研究者

小山 修（日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長）
千葉 良（医療法人青仁会理事）
遠藤幸子（東京都中野区立仲町保育園看護職）
西村重稀（福井県福祉環境部児童課長）
春日文子（国立感染症研究所主任研究官）

A. 研究目的

今日の保育は、単に託児的機能だけでなく、広く子育て支援の拠点としての役割を担うようになった。すなわち、保育所の機能の拡大が期待されていることになる。それとともに、保育所は自らの能力を向上させなければ、住民の期待に応えることは不可能である。さて、その機

能の一つに保健活動があげられる。保健活動は、今日の保育所においてもっとも重要な機能といつても過言ではない。保育所の保健活動は、入所児童の健康の保持増進を基盤とし、疾病傷害時の対応、健康診断等の小児医学、看護学、公衆衛生学等の総合的な学問体系に基づく実践活動と位置付けることができる。それは、あくまでも入所児童のことを中心に考えたものでなければならない。

しかし、入所児童は、併せて、その家庭、その地域のなかでも生活を営んでいる。このことは、非常に重要なことであるにも拘らず、ともすると無視されがちな事項である。保育一家庭一地域の綿密な連携によってこそはじめて、望ましい保育所保健活動が確立できるはずである。この観点から、新しい時代に即応した、新し

い子育て支援としての保育所保健活動のあり方を追求し、望ましい保育所保健の実践のマニュアルを提示でき、今後の保育サービスの向上に資することを目的に研究を行った。

B. 研究方法

昨年度と同様に、保育所保健活動について(1)地域保健との連携、(2)嘱託医・かかりつけ医の活動、(3)看護職の活用、(4)感染症・環境保健対策、(5)相談事業の推進、(6)虐待への対応、等の視点から追求する。その際、今年度は、(1)昨年度の全国規模の保育所保健活動の実態調査について看護職の配置状況別などによるより細かいクロス分析、(2)全国規模での保護者対象とする保育所保健活動に関するアンケートによる調査、(3)上記の分野毎の専門的分担研究、の3つの方法によって実施し、総括的に考察して、今後の保育所保健活動の検討を行った。

C. 結果と考察

1. 全国調査のクロス集計結果

各分担研究者および齋藤幸子研究協力者が、それぞれの担当項目の分析を行った。

このなかで、看護職の配置状況が多くの調査項目との間に有意な関連性を認めることができる。看護職の配置されている保育施設では、健康診断の結果の家庭への連絡、家庭向けの「保健便り」を発刊している園が多く見られるなど、保健面では、好ましい方向を示すことが認められる。また、与薬をしていない施設は看護職の配置されている施設が多く、与薬に伴う保育現場での問題の発生を防ぐ方向に行動している傾向が認められる。相談事業の実施も看護職の配

置園の方が多い。その回答内容にも影響を認めることができる。

2. 保護者対象のアンケート調査

高野陽主任研究者・齋藤幸子研究協力者が中心となり、保育所保健に関する各分担研究者の専門事項に関する設問に基づく調査票を作成し、全国10都府県の公私立併せて36保育所の保護者に調査を行い、2,504名から回答を得た。その回答結果を公私立別、看護職の配置の有無別に分析した。なお、看護職の配置園は16園で、私立のほうが多い。

対象児は乳児期から通園しているものが3割おり、私立園の方が多く、看護職の配置されている園が多い。これは、乳児保育は公立よりも私立のほうが実施し、看護職の配置された乳児保育のもとに実施していることを示している。

保護者は、保育所の保健活動については高い評価を示しており、公立園よりも私立園の評価が高く、看護職が配置されていない場合には、不安を感じているものが多い。また、嘱託医の名前や診療科目を知らぬものが公立のほうに多く、看護職の配置されていない方に多い。さらに、保護者は嘱託医は小児科医であるべきと述べている。看護職については、配置されている園の保護者は看護職の必要性を認めているのに対し、看護職がいない公立園では、その必要性を認めるものが少ない。

健康診断、身体計測の結果については、家庭に対して公私立園ともによく報告されている。私立のほうに健康診断当日に医師に問い合わせができる体制を設けている。健康診断結果は、保育はいうまでもなく、家庭の育児にも反映されることが望ましく、その意味からは、結果の連絡は、保育所の重要な保健行動といえる。地域で実施される乳幼児健康診査の受診の勧奨は

公立、看護職の配置園で多く、地域保健との連携にも心がけている。予防接種の接種の勧奨は、私立、看護職の配置園に多く行われ、予防医学面での対応も行われている。

感染症の発生に際して、保護者に対する連絡は口頭による場合も含むと8割の園で受けていることになるが、看護職の配置園の方が多い。感染症の治癒時の登園に際しては、私立園の方が厳しい基準で行っている。保育中の発病時に迎えを要請されるのは比較的少ないが、看護職の配置されている方に多いことは、乳児保育が多いことにもよううが、看護学的視点での実践と思われる。公立園の方が迎えの要請が少ないのは、幼児が多いことともに、保護者の条件を配慮していることも考えられる。迎えについては、保護者は園の基準に従うというが、重症のときや医師の診察結果によることとの要望をあげ、かなりご都合主義的なところが見受けられる。

おむつの洗濯など日常の世話において、看護職の配置されている場合には、他の洗濯物とは別に区分して洗濯するようにしているなど、保育実践のなかでの指導が行き渡っていることも受け取ることができた。

保育所における与薬は、法的には許可されていないものの7割の保護者は何らかの形での与薬されておることになり、私立のほうに与薬の頻度が高く、看護職の配置園では一切の与薬を実施していないという回答が多い。保護者の与薬の要望が強いが、何らかの制約を付けたうえでの与薬を要望していることは興味深い回答といえる。

保護者の回答によると全般的に私立園、看護職の配置園での保健活動が充実しており、保護者もその結果を高く評価していることがわかつ

た。

高野は、沖縄県の私立の2園を訪ねて保護者から直接聞き取り調査を行い、2園とも保護者の保育所の保健活動には大きな不満はなく、その理由は子どもの心身の状態や疾病傷害の状態を非常に細かく観察し、その都度、子どもの状況を適切に報告してもらえることで、その後の医療機関受診や家庭での対応が円滑に行えることをあげていた。

3. 各分担研究者の研究結果

1) 地域保健との連携について（高野 陽分担研究者）

乳幼児の健康上の問題の解決において、保育と地域保健医療との連携は重要な課題となる。今年度は、保健側から保育側への連携の状況について調査した。

保健と保育との連携については、京都府、京都市、福井県、大阪府、奈良県及び沖縄県の各府県内市町の保健師から聞き取り調査を行った。それによると連携の実態においては、地域格差が大きく、積極的に保健行政側から保育所に働きかけている地域がある反面、障害児の保育依頼するのみの地域も見られる。例えば、保育担当の行政部門に保健師の配置されている京都市の場合は、保健と保育との連携が綿密に実践されている。また、京都府の某町のように出生数が少ない地域では、保健師が保育所へ巡回訪問指導を実施している。

2) 嘴託医・かかりつけ医と保育所との連携について（千葉 良分担研究者）

研究協力者が担当する地域において、嘴託医やかかりつけ医に対する要望や関心について保護者にアンケート調査を実施し、全国調査との比較も行った。その結果、全国調査似通った結果が得られた。

東京都内、秋田県、神奈川県、沖縄県等において、各地における嘱託医の活動状況、保育所における嘱託医との連携状況を検討している。特に、秋田県では、保育所と嘱託医との間の意思の疎通を図るために、積極的に医師会の活性化を図るようにしており、嘱託医が保育所の保健情報の発信源となるべく努力している。

3)看護職の活用について（遠藤幸子分担研究者）

看護職の役割について、保育士にアンケート調査を実施して、保育所の保健活動のあり方を模索している。その結果、保育士のなかには、判断に迷う園児の健康状態や傷害発生時の対応において、専門的な裏付けのもとに実施されており、さらに、保護者に対する助言が得られる点でも、安心し、信頼もできると述べているものが多い。また、除去食等のアレルギー児に対してもスキンケアをはじめとして医学的対応により、症状の改善を認めることが多い。以上のような具体的な対応が実践されていることに保育士の評価も高く、さらに他の機関との連携も円滑にできるようになるなど、看護職の役割には高く評価している。

4)環境保健・感染症対策について（春日文子分担研究者）

保育所の環境保健管理の方向性を探るために、次の2点の研究を実施した。

夏期における保育所内の微生物汚染状況を昨年の冬期の状態と比較した。砂場からは、夏冬ともに虫卵は検出されず、犬猫対策が図られているものと考えられる。スタンプ検査の結果としては、大腸菌の検出率が高いのは屋外ペット小屋、乳児室で、特に、夏には乳児室での検出が高い。夏冬を通じて真菌の検出が高い場所はペット小屋、昆虫等の飼育箱、クーラールーパや

ヒータールーパーである。Aspergillus、Penicillium 等は呼吸器系の主要アレルゲンとも考えられるので、注意が必要である。また、夏期に腸管出血性大腸菌集団感染した保育所の発生実態を、当該保育所と管内保健所において調査し、発生要因を検討した。

5)相談事業について（西村重稀分担研究者）

全国の保育所を対象に、保育所における相談事業に関するアンケート調査を実施し、その結果を分析した。相談事業を実施している保育所は32%弱であり、平成9年度からの実施が急増している。子育て支援センター事業実施を実施している園は少ない。相談に専門的職員を配置しているのは、3%に過ぎない。しかし、相談件数は余り多くないという事実も認められた。相談内容が保健関係である1357件に関する回答は、これまでの経験に基づいて行われており、専門職に相談後に回答したものは1割、医療機関を紹介したものは3割に認められた。

相談に関する研修については、小児保健に関する研修を希望するものが多い。特に、看護職の配置されていない園の職員程小児保健に関する研修を希望している。

6)虐待児への対応について（小山 修分担研究者）

近年、低出生体重児の保育も増加してきており、虐待の防止という視点からも重要な要素を含んでおり、その保育施設と保健医療福祉との連携状況を調査したところ、各機関との連携はきわめて低い。

保育所に入所する虐待児に対する対応においては、研修について強い関心がある保育所は実際に虐待児を保育した経験のある保育所の方が多い。

D. 結論

今年度は、昨年度に継続した研究に加え、保護者からの保健に関する意見を聴取しており、家庭、地域との連携のもとに保健活動のあり方を検討した。

アンケート調査の結果については、地域差、看護職の配置の有無、設置主体別に分析したところ、明確に有意差が認められる設問項目も多く、また具体的な活動内容にも、今後の対応に留意すべき事項も多く認めることができた。今年度は、看護職の配置との関係が非常に明確に示された。看護職は、単に乳児保育要員としての役割だけでなく、また、疾病や傷害発生時の対応に限定されず、予防医学的観点から多くの内容で効果的な保健活動に貢献していることが把握できた。

この結果から、保育所における看護職の位置付けを再度検討すべき時期に至っているものとも考えられるだけでなく、設置主体に関係なく、看護職の配置の有無に拘らず、今後の保育所保健の方向性を示唆する結果を得ることができたといえる。

明年度は、昨年度及び今年度成果を基盤に、いくつかの地域と保育所を選定して、具体的な保育所保健活動のモデル的内容を策定し、これらを取り込んだ活動のシミュレーションを行い、保育所保健活動の基本の方針を提示する。それに基づき、保育所保健のマニュアルを作成したい。

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）

分担研究報告書

保健学的研究

（1）保育所の保健活動の分析調査

分担研究者 高野 陽 日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部長

研究要旨

全国の2,472施設の保健活動について、入所児童、嘱託医、看護職、地域保健との連携、子育て支援センターなどの施設の条件別に分析を行い、入所児童の年齢、嘱託医の治療科目、看護職の配置状況など、保育所の保健活動の実際に影響をもたらすことが把握できた。

研究協力者

小山 修（日本子ども家庭総合研究所）
千葉 良（医療法人青仁会）
春日文子（国立感染症研究所）
遠藤幸子（東京都中野区立仲町保育園）
西村重稀（福井県福祉環境部）
安井弘二（福井県総合福祉相談所）
天谷泰公（福井県総合福祉相談所）
斎藤幸子（日本子ども家庭総合研究所）

答が得られた2,472ヶ所の結果について、①児童の受け入れ最低月齢別、②嘱託医の診療科目別、③看護職の配置の有無別、④地域の保健機関との連携の有無別、⑤子育て支援センターの有無別、⑥相談事業の研修の条件別に分析をした。

C. 研究結果

C-1.嘱託医について

A. 研究目的

保育所の保健活動の実際は、そこに入所している児童の条件や職員の条件、地域保健との連携などによって大きく影響を受けることが考えられ、それらの条件別に分析することによって、より効果的な実践活動の展開が期待されるものと予想される。この観点に基づいて平成12年度に行なった全国規模の実態調査資料を詳しく分析することにし、保健活動の方向性を求め、保育サービスの向上を図る資料を得ることとした。

B. 研究方法

平成12年度に実施した1/20抽出した全国の保育所を対象としたアンケート調査のうち、有効回

1.入所可能最低年齢について

- 1) 0歳児から入所可能な保育所では、1歳以上から入所可能な保育所に比べて、
 - (1)嘱託医の来所回数が多い傾向がある（表1）。しかし、その割合は10%にすぎないので、今後、嘱託医の来所回数が増加することが望まれる。勿論、1歳以上から入所可能な保育所でも嘱託医の来所回数が増加することが望まれる。
 - (2)急性感染症罹患時の登園の取り決めを決めていることが多い傾向がある（表2）。
 - (3)急性感染症罹患時に、医師の指示とおりに「できない群」に比べて、「できる群」が多い傾向がある（表3）。

- 2) 保育中の急性感染症発症時に、全保育所の約95%はまず保護者に連絡して対応している。

2.嘱託医の診療科目について

1) 小児科(小児科と小児科・内科)の嘱託医は、他科の嘱託医と比べて、

(1)来所回数が多い傾向がある(表4)。しかし、その割合は約30%にすぎないので、今後、小児科の嘱託医の来所回数が増加することが望まれる。勿論、他科の嘱託医の来所回数も増加することが望まれる。

(2)保護者の意向に任せないで、定期の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表5)。

しかし、その割合は10%にすぎないので、今後、小児科の嘱託医が一層予防接種を勧めることが望まれる。勿論、他科の嘱託医も一層予防接種を勧めることが望まれる。

(3)定期の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表6)。

(4)任意の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表7)。

(5)保護者の意向に任せないで、任意の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表8)。

2) 小児科が嘱託医である保育所は、嘱託医が他科である保育所に比べて、

(1)保護者の意向に任せないで、定期の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表9)。

(2)保護者の意向に任せないで、任意の予防接種を勧めることが多い傾向がある(表10)。

(3)急性感染症罹患時の登園を決める場合、保育所のみで決めないで、嘱託医と相談して決めることが多い傾向がある(表11)。

(4)急性感染症の対応について、職員のみで決めた方針で対応しないで、嘱託医と相談した方法で対応することが多い傾向がある(表12)。

(5)急性感染症の対応について、嘱託医が関係しない方法で対応せず、嘱託医が関係した方法で対応することが多い傾向がある(表13)。

(6)アトピー性皮膚炎の軟膏塗布については、保護者の希望で行わず、嘱託医やかかりつけ医と相談、または指示で対応していることが多い傾向がある(表14)。

(7)気管支喘息への対応については、保護者の希望で行なわず、嘱託医やかかりつけ医と相談、または指示で対応していることが多い傾向がある(表15)。

(8)障害のある子どもの保育については、保育所の判断だけで保育せず、嘱託医と相談していることが多い傾向がある(表16)。

(9)発達や行動に問題がある子どもについては、保育所の判断だけで保育せず嘱託医と相談して保育していることが多い傾向がある(表17)。

3) 医師(かかりつけ医・嘱託医)を受診して登園許可の指示があれば、全保育所の約94%は登園を許可している。

4) 急性感染症罹患時の対応については、嘱託医の診療科目にかかわらず、全保育所の約95%がまず保護者に連絡して対応している。(千葉 良)

表1.入所可能最低年齢と嘱託医来所回数との関係

	0歳	1歳以上
年2回	1336	543
4回以上	174	37

χ^2 検定； p<0.001

表2.入所可能最低年齢と登園取り決めとの関係

	0歳	1歳以上
ある	1126	358
ない	464	208

χ^2 検定； p<0.001

表3.入所可能最低年齢と医師の指示の可否との関係

	0歳	1歳以上
できる	433	135
できない	50	39

χ^2 検定； p<0.001

表4.嘱託医の診療科目と来所回数との関係

	小児科	他科
年に2回	702	1046
年4回以上	122	93

χ^2 検定； p<0.001

表5.嘱託医の診療科目と定期の予防接種との関係（1）

	小児科	他科
嘱託医の勧め	95	48
保護者に任せる	688	1041

χ^2 検定； p<0.001

表6.嘱託医の診療科目と定期の予防接種との関係（2）

	小児科	他科
嘱託医の勧め	95	48
勧めない	28	36

χ^2 検定； p<0.005

表7.嘱託医の診療科目と任意の予防接種との関係（1）

	小児科	他科
嘱託医の勧め	61	21
勧めない	28	41

χ^2 検定； p<0.001

表8.嘱託医の診療科目と任意の予防接種との関係（2）

	小児科	他科
嘱託医の勧め	61	21
保護者に任せる	788	1137

χ^2 検定； p<0.001

表9.嘱託医の診療科目と定期の予防接種との関係（3）

	小児科	他科
保育所の勧め	102	101
保護者に任せる	688	1041

χ^2 検定； p<0.01

表10.嘱託医の診療科目と任意の予防接種との関係（3）

	小児科	他科
保育所の勧め	38	30
保護者に任せる	788	1137

χ^2 検定； p<0.05

表11.嘱託医の診療科目と登園の取り決めとの関係

	小児科	他科
嘱託医と相談	51	43
保育所で決める	52	80

χ^2 検定； p<0.05

表12.嘱託医の診療科目と急性感染症への対応との関係（1）

	小児科	他科
嘱託医と相談	43	22
嘱託医と関係なく	124	212

χ^2 検定； p<0.001

表13.嘱託医の診療科目と急性感染症への対応との関係（2）

	小児科	他科
嘱託医が関係	111	71
嘱託医と関係なく	124	212

χ^2 検定； p<0.001

表14.嘱託医の診療科目と軟膏塗布との関係

	小児科	他科
医師の指示	293	265
保護者の希望	551	822

χ^2 検定； p<0.001

表15.嘱託医の診療科目と喘息への対応との関係

	小児科	他科
医師の指示	284	258
保護者の希望	526	775

χ^2 検定； p<0.001

表16.嘱託医の診療科目と障害児保育との関係

	小児科	他科
嘱託医と相談	124	63
保育所だけで	59	90

χ^2 検定； p<0.001

表 17.嘱託医の診療科目と問題児（発達・行動）との関係

	小児科	他科
嘱託医と相談	237	152
保育所の判断	217	291

χ^2 検定； p<0.001

C-2.看護職の配置について

看護職配置の有無や、配置条件（独立配置、保育士要員内配置）の観点から検討を加えた。

1.受け入れ最低月齢と看護職の配置

受け入れ最低月齢 0 歳が全体の 69.2% であり、そのうちの 22.9% に看護職が配置されていた。言い換えれば、0 歳からの受け入れを行っている保育所の 8 割近くには看護職が配置されていないことになる。1 歳からの受け入れでは 1.4%、2 歳からの受け入れでは 2.8% の看護職配置率であった（表 1）。

2.健康診断結果の家庭への連絡と看護職の配置

異常の有無に関わらず全員に連絡するとの回答が、看護職独立配置の施設で高く 87.2%、次いで、配置なしの施設で 80.4%、配置がされていても保育士要員内配置では配置されていない施設よりわずかではあるが低く（77.2%）なっている（表 2）。

3.保健便りの発行と看護職の配置

家庭向けに「保健便り」を定期的に出しているのは看護職の配置されている施設に多く平均 8 割であった。配置なしの施設では 40.7% であった。また、その回数は、配置されている場合は 10～13 回以上が過半数で、配置なしの施設では年 1～5 回が多かった（表 3）。

4.入所時の保護者面接と看護職の配置

入所時に保護者面接を行い、入所までの健康状態や発育・発達状態を把握しているのは、看護職の配置されている施設に多く 88.3%、配置されていない施設では 81.4% であった（表 4）。

5.低出生体重児の在籍と看護職の配置

出生時体重 2500 g 未満の子どもの在籍は、看護職が独立配置されている施設で最も高く 51.2%、配置なしでは 35.4% であった（表 5）。

6.予防接種の勧めと看護職の配置

DPT、BCG、ポリオ、麻疹、風疹や日本脳炎の未接種の子どもに、嘱託医の指示または保育所の方針で予防接種を勧めるのは、看護職が独立配置の施設で最も高く 37.5%、要員内配置 26.7%、配置なしの施設では 11.2% であった。配置なしの施設では保護者の意向に任せるが 82.2% にも及んでいる（表 6）。

7.任意予防接種の勧めと看護職の配置

看護職の配置がされている方がわずかに多い程度で大きな差はみられない（表 7）。

8.病時の登園基準の有無と看護職の配置

おおまかでも登園についての取り決めがあるとの回答は、看護職が配置されている施設で 70.4～77.3%、配置なしでは 62.0% であった。取り決めがないとの回答は配置のない施設で高くなっている（30.7%）（表 8）。

9.病時の登園基準、医師の証明がある場合と看護職の配置

看護職の配置の有無に関わらず、かかりつけ医や嘱託医の指示があれば登園を許可するが 93～95% となっている（表 9）。

10.医師の指示通り保育の対応ができるかと、看護職の配置

指示通りできる、できないに看護職配置による差はみられない。しかし、具体的な対応では差がみられた。それは、保健室など別の部屋で安静にする割合である。看護職が配置されている方がより実施されていた。また、他の項目でも、看護職が配置されている方が、子どもの体調を考慮した保育の提供を行っていた（表 10）。

11.与薬と看護職の配置

かかりつけ医が処方したかぜや胃腸炎などの薬について、医師の指示通り与薬しているが割合が最も高いのが要員内配置で 75.7%、次いで、配

置なし 69.4%、独立配置のところで最も低く 53.7%であった。同時に与薬はしないとの回答は、独立配置がなされている施設が 36.9%と高くなっている（表11）。

与薬をするうえで看護職の配置を望む声もあ

るが、むしろ逆の結果であった。与薬をする・しないだけでなく、子どもが病気について、保護者への日常からの保健指導や、医師へのかかり方などの指導も含めての検討が必要と考える。

（遠藤幸子）

表1. 入所可能最低年齢別看護職の配置(不明を除く)

	全体		0歳		1歳		2歳以上	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	2,222	100.0%	1,536	100.0%	422	100.0%	147	100.0%
独立配置	203	9.1%	170	11.1%	6	1.4%	2	1.4%
保育士要員内配置	206	9.3%	181	11.8%	0	0.0%	2	1.4%
配置なし	1,813	81.6%	1,185	77.1%	416	98.6%	143	97.3%

表2. 健康診断結果を家庭に連絡していますか。

	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%
全員に連絡	1,794	80.7%	177	87.2%	159	77.2%	1,458	80.4%
異常や病気のある児のみ連絡	420	18.9%	25	12.3%	47	22.8%	348	19.2%
連絡していない	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
不明	6	0.3%	1	0.5%	0	0.0%	5	0.3%

表3. 家庭向けに「保健便り」を定期的に出していますか。

はい	1,068	48.1%	181	89.2%	150	72.8%	737	40.7%
いいえ	1,089	49.0%	20	9.9%	49	23.8%	1,020	56.3%
不明	65	2.9%	2	1.0%	7	3.4%	56	3.1%

表4. 入所時に保護者面接を行い、入所までの健康状態や発育発達状態を把握していますか。

はい（全員）	1,837	82.7%	184	90.6%	177	85.9%	1,476	81.4%
はい（気になる子どものみ）	298	13.4%	15	7.4%	28	13.6%	255	14.1%
いいえ	78	3.5%	3	1.5%	1	0.5%	74	4.1%
不明	9	0.4%	1	0.5%	0	0.0%	8	0.4%

表5. 現在、生まれた時の体重が2,500g未満の子ども（低出生体重児）が在籍していますか。

いる	826	37.2%	104	51.2%	81	39.3%	641	35.4%
いない	1,062	47.8%	77	37.9%	99	48.1%	886	48.9%
わからない	182	8.2%	11	5.4%	14	6.8%	157	8.7%
不明	152	6.8%	11	5.4%	12	5.8%	129	7.1%

表6. DPT(三混)、BCG、ポリオ、麻疹、風疹や日本脳炎の未接種の子ども

	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%
嘱託医の指示で保護者に接種を勧める	137	6.2%	31	15.3%	21	10.2%	85	4.7%
保育所の方針で保護者に接種を勧める	196	8.8%	45	22.2%	34	16.5%	117	6.5%
保護者の意向に任せる	1,753	78.9%	118	58.1%	144	69.9%	1,491	82.2%
接種を勧めない	65	2.9%	2	1.0%	3	1.5%	60	3.3%
不明	71	3.2%	7	3.4%	4	1.9%	60	3.3%

表7. おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)、水痘、インフルエンザ等の任意接種

嘱託医の指示で保護者に接種を勧める	77	3.5%	12	5.9%	18	8.7%	47	2.6%
保育所の方針で保護者に接種を勧める	65	2.9%	13	6.4%	15	7.3%	37	2.0%
保護者の意向に任せる	1,946	87.6%	173	85.2%	167	81.1%	1,606	88.6%
接種を勧めない	71	3.2%	3	1.5%	3	1.5%	65	3.6%
不明	63	2.8%	2	1.0%	3	1.5%	58	3.2%

表8. 園として、おおまかでも登園についての取り決めはありますか。

ある	1,426	64.2%	157	77.3%	145	70.4%	1,124	62.0%
ない	638	28.7%	36	17.7%	45	21.8%	557	30.7%
不明	158	7.1%	10	4.9%	16	7.8%	132	7.3%

表9. 医師(かかりつけ医・嘱託医を含む)を受診して登園許可を得た場合、どのようにしていますか

保育所で決めた基準に適合したときのみ登園を許可する	50	2.3%	3	1.5%	3	1.5%	44	2.4%
かかりつけ医や嘱託医の指示があれば登園を許可する	2,086	93.9%	193	95.1%	193	93.7%	1,700	93.8%
その他	32	1.4%	5	2.5%	3	1.5%	24	1.3%
不明	54	2.4%	2	1.0%	7	3.4%	45	2.5%

表10. 医師の指示とおりに、保育の対応ができますか。

できる	533	24.0%	60	29.6%	59	28.6%	414	22.8%
部分的にできる	1,341	60.4%	124	61.1%	122	59.2%	1,095	60.4%
できない	76	3.4%	2	1.0%	4	1.9%	70	3.9%
不明	272	12.2%	17	8.4%	21	10.2%	234	12.9%

表10(SQ) 1.2.に○の場合どのような対応ができますか。(複数回答)

保健室など別の部屋で、安静にする	547	29.2%	86	46.7%	71	39.2%	390	25.8%
屋内遊びにとどめる	1,631	87.0%	170	92.4%	158	87.3%	1,303	86.3%
活発な運動遊びをしない	1,538	82.1%	157	85.3%	152	84.0%	1,229	81.4%
散歩に行かない	1,415	75.5%	154	83.7%	148	81.8%	1,113	73.8%
プールに入れない	1,578	84.2%	166	90.2%	157	86.7%	1,255	83.2%

表11. かかりつけ医が処方したかぜや胃腸炎などの薬の与薬について、どのようにしていますか

	全体		独立配置		要員内配置		配置なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全体	2,222	100.0%	203	100.0%	206	100.0%	1,813	100.0%
医師の指示通りに与薬している	1,524	68.6%	109	53.7%	156	75.7%	1,259	69.4%
医師の指示通りにはできないが、与薬している	205	9.2%	16	7.9%	13	6.3%	176	9.7%
保育所での与薬はしない	429	19.3%	75	36.9%	33	16.0%	321	17.7%
不明	64	2.9%	3	1.5%	4	1.9%	57	3.1%

C-3. 感染症対策と看護職の配置について

保育所における感染症対策の実施状況に、看護職の配置の有無による差があるか否かについて検討した。

感染症対策に関する各質問について、看護職の独立配置、要因内配置、配置なしの各グループにおける「はい」の割合を比較し、3 グループの中で割合の最大と最小の差が 5 %以内、5~10%、10%以上の3つに分類した。

1. 「はい」の割合の差が 5 %以内だった質問

- ・外遊びから帰ったとき、食事やおやつの前に石けんで手洗いをさせていますか。: 全てのグループで 93%以上が手洗いをさせていた。
- ・園児や保育士が出血した際、処理した血液が他の園児や保育士に触れないような注意をしていますか。: 全てのグループで 92%以上が注意をしていた。
- ・トイレは日に 1 回以上、清掃・消毒をしていますか。: 全てのグループで 97%以上が行なっていた。
- ・飲料水は水質基準を満たしていますか。: 全てのグループで 96%以上が満たしていた。
- ・寝具を定期的に洗浄または消毒していますか。: 全てのグループで 89~93%が行なっていた。
- ・動物の種類によっては、健康証明を受けて定期的に獣医の健康診断など健康チェックを行なっていますか。: 全てのグループで 4~7%しか行なっていなかった。

2. 「はい」の割合の差が 5~10%だった質問

- ・よだれ、鼻水の処理に、園児ごとにティッシュやガーゼを使い分けていますか。
- ・トイレの後、園児に必ず石けんで手を洗わせていますか。
- ・飼育動物を園児が世話をしたり遊んだ後には、必ず手を石けんで洗わせていますか。
- ・保育士は授乳やおむつ交換の前後に石けんで手を洗っていますか。
- ・せき・嘔吐・下痢などがある時、授乳やおむつ交換の時に保育士はガウンなどを着用しますか。
- ・手ふきタオル、バスタオル等を園児ごとに使い分けていますか。
- ・寝具を園児ごとに使い分けていますか。
- ・(飼育動物は) 玩具、園児の食物を汚染しないところで飼育されていますか。
- ・飼育動物の発病時、あるいは死亡したとき、速やかに園児の居室から移動させていますか。
- ・定期的に大腸菌や寄生虫等、砂の微生物学検査を行なっていますか。
- ・砂遊びができる日には、砂の掘り起こしをしていますか。

*図1からわかるように、看護職の要因内配置グループが最低である質問も 3 項目あった。

3. 「はい」の割合の差が 10%以上だった質問

- ・保育所で感染症が発症したときに全保護者に知らせていますか。
- ・プールに入るとき、園児や一緒に入る保育士の足や肛門付近をよく洗うか、腰まで薬液槽に浸さ

せていますか。

- ・園児の鼻水、飛沫、吐瀉物、おもらし等による汚染があったとき、消毒を行なっていますか。
- ・浴室は日に1回以上、清掃・消毒を行なっていますか。
- ・園児の鼻水、飛沫、吐瀉物、おもらし等による汚染があったとき、乳児用玩具の消毒を行なっていますか。
- ・園児の鼻水、飛沫、吐瀉物、おもらし等による汚染があったとき、寝具の消毒を行なっています

か。

- ・砂場には、外部から犬猫等が侵入しない対策をとっていますか。
 - ・プール使用時には水の塩素濃度を測定し、適切に消毒液を添加していますか。
- *全て看護職の配置なしグループが最低であった(図2)。

図1「はい」の回答率に5~10%の差があった質問項目

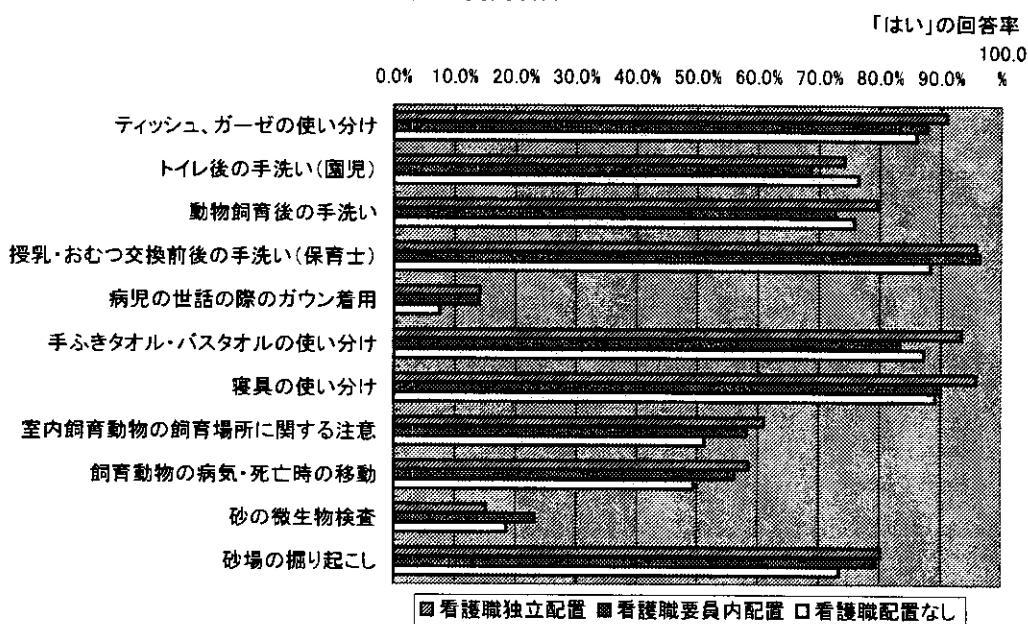
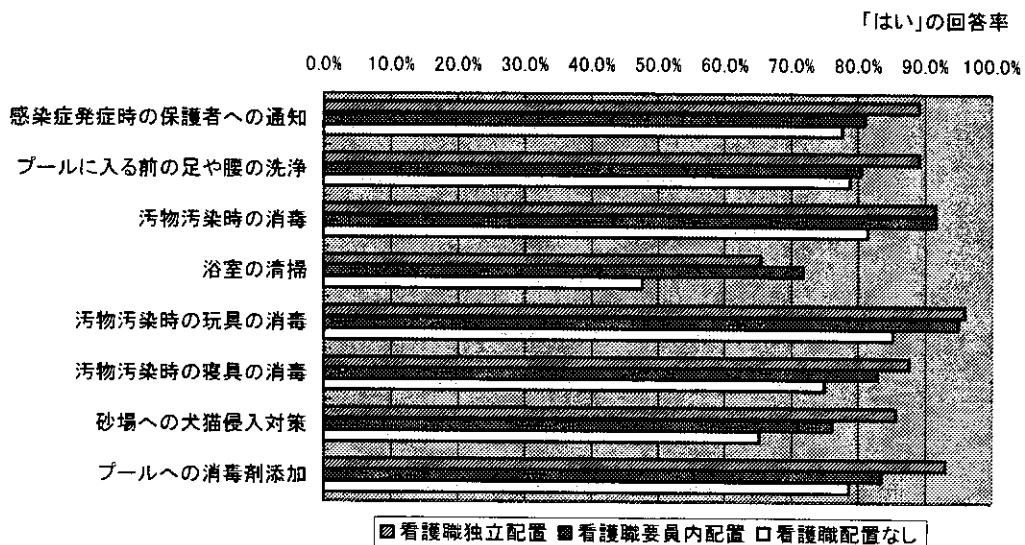


図2「はい」の回答率に10%以上の差があった質問項目



以上、25 質問中、11 質問が看護職配置に関するグループ内で「はい」の回答率に 5%以上の差を示し、8 質問に 10%以上の差が認められた。すなわち、感染症対策の実施状況に、看護職の配置の有無が影響を与えていたことが示唆された。

「はい」の回答率に 10%以上の差が認められた質問においては、全て看護職の配置なしグループの割合が最低であった。これらの質問の中には、感染症発症時の保護者への連絡、感染源となる汚物汚染に対する消毒、プールの衛生管理等、保育所内での感染症拡大防止に関して非常に重要なポイントとなる項目が含まれる。保育所内の感染症対策において看護職員が重要な役割を担っていることが明らかになった。 (春日文子)

C-4.保育所の相談事業における保健学的内容

平成 9 年の児童福祉法の改正及び平成 12 年の保育指針の改訂によって、保育所は地域の子育て家庭から乳幼児等の保育に関する相談に応じる等、地域の子育て家庭の支援という役割を担うことが明記された。そのため、保育所は従来の乳幼児の保育の実施(ケアワーク)だけでなく、保護者への育児支援や地域の一般家庭の育児支援(ケースワーク)という役割も加えられた。

保育所への保護者からの相談は乳幼児についての相談が多く、乳幼児の相談の特性から様々な保健相談に応じていくことが求められている。

調査方法は、全国 47 都道府県から公立保育所が 1,512 力所(61.2%)、私立保育所 923 力所(37.3%)、不明 37 力所(1.5%)、合計 2,472 力所

(100.0%)の保育所へアンケート調査を実施した。

1.相談業務実施保育所について

2,472 力所の保育所のうち、相談業務を実施しているのは、公立保育所 475 力所(19.2%)、私立保育所 303 力所(12.3%)、不明 9 力所(0.4%)、合計 787 力所(31.8%)の保育所であった。

保育所における相談業務については、私立保育所が 1 力所、昭和 51 年度から開始した。それ以後、徐々に増加をしているが、平成 9 年に児童福祉法の改正がなされ、法第 48 条の 2 項において、保育に支障がない限り乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うように努めなければならないと規定されたことから、平成 9 年から急激に増加し、787 力所のうち 560 力所(71.2%)が相談事業を開始している。また、この相談事業を実施している 787 か所の保育所のうち地域子育て支援センターを実施している保育所は 279 か所(35.5%)、実施していない保育所は 477 か所(60.6%)、不明は 31 か所(3.9%)である。

次に、地域子育て支援センターの設置が不明な 31 か所の保育所を除いた 756 か所の保育所について相談業務にかかる職員について調査したところ、所長が主に相談業務に関わっている保育所は、561 力所(71.3%)と一番多く、続いて主任保育士が 122 力所(15.5%)となっている。また、相談の専門に職員を配置している保育所も 27 力所(3.3%)あった。

この相談業務に関わる職員について、地域子育て支援センターを実施の有無で区分をして示したのが表 1 である。

表1 相談に関わる職員と地域子育て支援センターの設置の有無

カテゴリー	センター実施		センター未実施		全 体	
	か所数	割 合	か所数	割 合	か所数	割 合
所 長	163	58.4%	375	78.6%	538	71.2%
主任保育士	48	17.2%	72	15.1%	120	15.9%
保育士	31	11.1%	11	2.3%	42	5.5%
相談専門	22	7.9%	4	0.8%	26	3.4%
不 明	15	5.4%	15	3.2%	30	4.0%
合 計	279	100.1%	477	100.0%	756	100.0%

(地域子育て支援センターの設置が不明な保育所 31 か所は除く)

この表1によると地域子育て支援センターの設置の有無により相談業務に携わっている職員の職種についてみると、地域子育て支援センターを設置していない保育所については、所長が主に相談に関わる割合が高いが、地域子育て支援センターを設置している保育所は地域子育て支援センターの未設置に比べ、保育士や相談専門の職員の割合が高い。

これは、地域子育て支援センターを設置している保育所においては、相談等の子育て支援事業を実施するための職員の配置が義務づけられているためではないかと考えられる。

相談職員の勤務体制について見ると常勤の保育所が 726 カ所(96.0%)であり、非常勤 26 カ所(3.4%)、不明 4 カ所(0.6%)であった。この相談に関わる職員が常勤である保育所が多いのは、相談業務に関わっている所長や主任保育士のためと考えられる。相談専門として配置された職員は非常勤職員が多い。

また、相談業務従事者がクラス担任でない保育所については、相談業務を実施している 787 カ所の保育所のうち 664 カ所(84.4%)であり、8割以上の保育所が相談活動に集中できるような環境整備をしている。相談者の年齢は 50 才代が一番多く、続いて 40 才代であるが、20 才代から 60 才以上までと幅広い年齢層の方が相談を受けている。

2.相談件数等について

平成 11 年度の相談件数が 10 件未満の保育所は 229 カ所(41.8%)であり、相談事業を実施している約 4 割の保育所では相談件数が少なく、また相談がないという保育所もみられた。

相談件数が不明である 330 カ所の保育所は除き、457 カ所の保育所の相談件数について、地域子育て支援センター設置の有無で区分をして示したのが表2である。

表2 平成 11 年度の相談件数と地域子育て支援センター設置の有無

カテゴリー	センター設置		センター未設置		センター設置不明	
	か所数	割 合	か所数	割 合	か所数	割 合
10 件未満	37	26.7%	154	51.5%	11	57.9%
10~50 件未満	81	58.2%	131	43.8%	6	31.6%
50 件以上	21	15.1%	14	4.7%	2	10.5%
全 体	139	100.0%	299	100.0%	19	100.0%

(相談件数不明の保育所 330 カ所は除き、457 カ所について検討)

これによると、相談件数が年間 10 件未満の保育所において地域子育て支援センターを設置している保育所では 37 か所(26.7%)であったが、地域子育て支援センターの未設置の保育所では 154 か所(51.5%)と半数以上の保育所において相談件数が少なかった。

また、年間 50 件以上の相談件数があった保育所は、地域子育て支援センターの設置している保育所の方の割合が高かった。

次に相談の内容について見ると、一番多い相談は子育ての不安、2 番目は食事・栄養の問題、3 番目は言葉、4 番目はしつけ、5 番目は健康の問

題、6 番目は身体の発育であった。このことから子育ての不安に関するものや保健問題は比較的多いと思われる。

また、相談指導の継続が不明である 176 か所の保育所を除く、613 か所の保育所において、相談事業を実施している保育所について継続して指導するかについて地域子育て支援センター設置の有無で示したのが表 3 である。

表 3 相談指導の継続と地域子育て支援センターの設置と未設置との関係について

カテゴリー	センター設置		センター未設置		センター設置不明	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
継続する	183	87.1%	273	71.8%	18	78.3%
継続しない	27	12.9%	107	28.2%	5	21.3%
全 体	210	100.0%	380	00.0%	23	100.0%

(相談指導の継続が不明の 176 か所の保育所を除く)

これによると、1 回の相談指導だけでなく、継続指導を実施している保育所は 474 か所(77.3%)あり、継続指導している保育所が多い。

地域子育て支援センター設置の有無と継続指導の有無についてみると、地域子育て支援センターを設置している保育所の方が指導を継続する傾向がある。

次に、相談の記録を残しているかどうか不明である 121 か所を除く、666 か所の保育所について相談の記録を残している保育所は 496 か所(74.5%)と 7 割強の保育所で相談記録が残されているが、これを地域子育て支援センター設置の有無で示したのが表 4 である。

表 4 相談記録の有無と地域子育て支援センター設置の有無について

カテゴリー	センターの設置		センターの未設置		センターの設置不明	
	センター設置	割 合	センター未設置	割 合	設置不明	割 合
相談記録がある	193	82.5%	286	69.6%	17	80.9%
相談記録がない	41	17.5%	125	30.4%	4	19.1%
全 体	234	100.0%	411	100.0%	21	100.0%

(相談の記録を残しているかどうか不明である 121 か所を除く)

この表によると、子育て支援センターを設置している保育所の方が設置していない保育所より相談記録を残している割合が高い。相談記録を残していない保育所においては相談記録を何らかの形で残すことがこれからの相談指導にも参考になることから相談記録を残す必要があるのでは

ないかと思われた。

次に平成 11 年度の保健関係の相談件数 1,357 件について下記の項目のうちどのように回答したのかについて地域子育て支援センター設置の有無についてみたのが表 5 である。

表 5 保健相談の指導内容と地域子育て支援センター設置の有無

カテゴリー	センター設置		センター未設置		全 体	
	数	割 合	数	割 合	数	割 合
今までの経験をもとにして答えた	161	40.4%	268	43.2%	14	29.2%
嘱託医に指導を受けてから答えた	51	12.8%	62	10.0%	6	12.5%
保健婦・看護婦や医師等保健医療関係者が答えた	57	14.3%	82	13.2%	5	10.4%
保健医療関係を紹介した	115	28.8%	195	31.5%	10	20.8%
その 他	15	3.8%	13	2.1%	13	27.1%
合 計	399	100.1%	620	100.0%	48	100.0%

(回答内容が不明の 290 件は除き、1,067 件のみ区分)

保健関係の相談における指導の内容とについて表 5 の項目のうちどの項目で回答したのかをみると、今までの保育経験を基にして回答した人が一番多く 443 件(41.5%)、続いて市町村の保健センターや保健所などへ紹介したのは 320 件(30.0%)、保育所にいる保健婦、看護職等が回答したのが 125 件(11.7%)、嘱託医に指導を受けてから回答したのが 119 件(11.2%)であった。

また、保健相談の指導内容と地域子育て支援セ

ンター設置の有無についてみたが、地域子育て支援センター設置の有無においては顕著な相違はみられなかった。

次に、回答内容や看護職等の配置について記載ないものは除き、965 件のみの回答について保健相談の指導内容と看護・保健職の配置の有無についてみたのが表 6 である。

表 6 保健相談の指導内容と看護・保健職の配置の有無について

カテゴリー	独立配置		要員内配置		配置なし	
	数	割 合	数	割 合	数	割 合
今までの経験をもとにして答えた	58	35.2%	50	37.6%	298	44.7%
嘱託医に指導を受けてから答えた	15	9.1%	15	11.3%	76	11.4%
保健婦・看護婦や医師等保健医療関係者が答えた	57	34.5%	29	21.8%	44	6.6%
保健医療関係を紹介した	31	18.8%	37	27.8%	230	34.5%
その 他	4	2.4%	2	1.5%	19	2.8%
合 計	165	100.0%	133	100.0%	667	100.0%

(回答内容や看護職等の配置について記載ないものは除き、965 件のみ区分)

この表によれば、保健相談の指導において、今までの経験をもとにして答えた割合について看護職等の配置がある場合に比べて看護職等の配置がない場合が高く、そして、保健センター、保健所、医療機関、嘱託医等へ紹介した割合においても高かった。また、保健・医療関係者が答えていた割合が看護職等が配置されている保育所の方が看護職等が配置されていない保育所の割合の6倍以上になっている。これは、看護職等の医療関係者が配置されている保育所では、看護職等が回答することが多いからと考えられる。

これらの結果から保育の経験が豊富であっても医療・保健等の資格を持っていない人が保健関係の指導を行なう場合には、命に関わることが多

いことから今以上に嘱託医に指導を受けてから回答するとか、保健・医療関係者の指導を受けてから指導するか、保健・医療関係機関等へ紹介する等、慎重に相談に対する回答や指導をすることが必要でないかと思われた。

3. 研修について

相談者としてどんな研修を受けたらよいかということには、カウンセリングや援助技術(ケースワーク)、小児保健の研修と回答した人が多くみられた。

相談を受けている職員がどのような研修を受けたかについて、地域子育て支援センター設置の有無についてみたのが表7である

表7 相談を受けている職員がどのような研修を受けたかと地域子育て支援センター設置の有無について（複数回答）

カテゴリー	センター設置		センター未設置		センター設置不明	
	数(人)	割合	数(人)	割合	数(人)	割合
カウンセリング	184	28.9%	301	33.1%	20	31.7%
援助技術	108	16.9%	145	15.9%	8	12.7%
小児保健	117	18.3%	156	17.2%	13	20.6%
電話相談	88	13.8%	138	15.2%	11	17.5%
児童福祉	100	15.7%	138	15.2%	9	14.3%
その他	41	6.4%	31	0.4%	2	3.2%
合計	638	100.0%	909	100.0%	63	100.0%

この表からみると、相談を受けている職員がどのような研修を受けたかと地域子育て支援センター設置しているかどうかについては差異はないと思われた。

次に相談を受けている職員がどのような研修を受けたらよいかと地域子育て支援センター設置の有無についてみたのが表8である。